

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

2050年脱炭素社会の実現に向けて、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みの導入等をするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 事業者による脱炭素化の取組を評価する仕組みの導入等

- ア 県が、事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組みを導入する。(改正後の第16条関係)
- イ 提出様式の統廃合等を行う。(改正後の第11条及び第14条関係)
- ウ その他所要の規定の整備を行う。(改正後の第12条、第13条及び第15条関係)

(2) その他所要の見直し

- ア 事業者の工場等への現地調査について、県職員等の立入権限に関する規定を設ける。(改正後の第17条関係)
- イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会について、(1)アの評価を行う場合に意見を聴取するなど、その所掌事項を見直す。(改正後の第54条関係)
- ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録に係る規定を削除する。(改正前の第49条、第50条、第51条及び第52条関係)
- エ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理する。(改正後の第8条関係)

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に、改正前の条例に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の条例(第2章第2節及び第55条に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。